

最高裁秘書第 75 号

令和 3 年 2 月 3 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和 2 年 12 月 28 日付け（令和 3 年 1 月 4 日受付、第 020841 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「損害賠償請求事件について」と題する文書（片面で 1 枚）
- (2) 「貸金返還請求事件について」と題する文書（片面で 1 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

損害賠償請求事件について

事案の概要

東京証券取引所マザーズに株式を上場した本件会社は、上場の約5年前から多額の架空売上げの計上による粉飾決算を行っており、上記上場に当たり提出した有価証券届出書のうち財務諸表の売上高欄には、上記の架空売上げの計上による虚偽記載がされていた。上記有価証券届出書には、公認会計士が上記財務諸表につき無限定適正意見を記載した監査報告書が添付されていたが、本件会社と元引受契約を締結した金融商品取引業者のうち主幹事会社である被上告人（第1審被告）は、本件会社の引受審査に際して、2回にわたり、上記粉飾決算の内容及び関与者等を具体的に指摘する内容の匿名投書を受け取っていた。

本件は、本件会社の株式を取得した者又はその承継人である上告人ら（第1審原告）が、被上告人に対し、金融商品取引法21条1項4号に基づく損害賠償等を求める事案である。被上告人は、同号に基づく損害賠償責任につき、同条2項3号による免責を主張している。

〔参考〕金融商品取引法21条1項4号、2項3号

「1 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。(略)

四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいずれかと元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。(略)

三 前項第四号に掲げる者 記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類に係る部分以外の部分については、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。」

原判決と争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、被上告人の金融商品取引法21条1項4号の損害賠償責任につき同条2項3号による免責を認め、上告人らの上記損害賠償請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点は、被上告人の金融商品取引法21条1項4号の損害賠償責任についての同条2項3号による免責の可否である。

貸金返還請求事件について

事案の概要

亡Aは、被上告人に対し、平成16年に253万円余を、平成17年に400万円を、平成18年に300万円を貸し付けた。被上告人は、亡Aに対し、平成20年に、弁済を充当すべき債務を指定することなく、78万円余の一部弁済をした。亡Aは、平成25年に死亡し、上記の各貸付けに係る各債権を上告人が相続した。

本件は、上告人が、被上告人に対し、上記の各貸付けに係る各貸金の返還を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、平成20年の一部弁済は、法定充当（債務者が同一の債権者に対して複数の債務を負担する場合に、弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも弁済の充当の指定をしないときに、法律の定める順序に従ってされる弁済の充当）により、平成16年の貸付けに充当されたので、平成16年の貸付けについては債務の承認により消滅時効が中断するが、平成17年及び平成18年の各貸付けについては、消滅時効は中断せず、平成17年及び平成18年の各貸付けに係る債権は時効により消滅したと判断して、平成17年及び平成18年の各貸付けに係る貸金返還請求を棄却すべきものとした。
- ◇ 最高裁における争点は、平成20年の一部弁済により、平成17年及び平成18年の各貸付けについて、消滅時効が中断するか否かである。